

第7号議案

京都府立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

京都府教育委員会基本規則第17条第1項第9号の規定により、別紙のとおり提出
します。

平成31年3月5日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定に伴い、所要
の改正を行うものである。

京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 日

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三

京都府教育委員会規則第 号

京都府立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条の2」を「第27条の3」に改める。

第27条の2の次に次の1条を加える。

（学校運営協議会）

第27条の3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第47条の6第1項に規定する学校運営協議会を設置する学校の校長は、その円滑な運営に努めるものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

京都市立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都市教育委員会規則第8号）
新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>目次 [略]</p> <p>第5章 単位の認定、卒業及び修了（第16条—第18条）</p> <p>第6章 組織編制（第19条—第27条の2）</p> <p>第7章 服務（第28条） [略]</p> <p>（学校評議員）</p> <p>第27条の2 校長が学校運営上必要と認めるときは、学校に学校評議員を置くことができ。 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>目次 [略]</p> <p>第5章 単位の認定、卒業及び修了（第16条—第18条）</p> <p>第6章 組織編制（第19条—第27条の3）</p> <p>第7章 服務（第28条） [略]</p> <p>（学校評議員）</p> <p>第27条の2 校長が学校運営上必要と認めるときは、学校に学校評議員を置くことができる。 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>（学校運営協議会）</p> <p>第27条の3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6第1項に規定する学校運営協議会を設置する学校の校長は、その円滑な運営に努めるものとする。</p> <p>附 則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>条の追加に伴う修正</p> <p>「京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の制定に伴い、所要の改正を行うもの。</p>

